

指定数量未満の危険物及び指定可燃物の運用基準

-松浦市火災予防条例-

(第 47 条～第 62 条・第 78 条)



松浦市消防本部

目次

総則

1 趣旨	1
2 凡例	1
3 用語	2
附則	2

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1款 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準（条例第47条）	3
1 火気の使用制限	3
2 整理及び清掃	4
3 漏れ等の防止措置	4
4 容器の破損等の防止措置	4
5 転倒等の防止措置	4
6 容器の落下防止措置	4
第2款 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（条例第48条）	6
1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲	6
2 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定	12
第3款 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準について（条例第49条）	14
1 ためます等の点検	15
2 危険物のくず及びかすの廃棄	15
3 遮光及び換気	15
4 適度な温度管理等	15
5 変質及び異物混入の防止	16
6 整備等の修理及び補修作業時の安全確保	16
7 電気器具及び火花を発生する機械器具等の使用制限	16
8 保護液中への保存に関する留意事項	17
9 接触及び混合の防止	17
10 加熱及び乾燥時の留意事項	17
11 詰め替え	17
12 吹付塗装作業の留意事項	17

13	焼入れ作業時の留意事項	18
14	染色及び洗浄作業の留意事項	18
15	バーナー使用時の留意事項	18
16	詰め替え時の留意事項	19
17	容器の積み重ね高さ制限	19

第4款 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準について（条例第49条第2項）

1	標識及び掲示板	21
2	漏れ等の防止措置	22
3	温度管理	25
4	火気使用制限	25
5	適正圧力の維持	25
6	熱媒体の安全管理	25
7	電気設備	26
8	静電気の除去	29
9	配管	29

第5款 屋外において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について（条例第50条）

1	容器を積み重ねる架台の高さ制限	33
2	位置、構造及び設備の技術上の基準	34
(1)	危険物を取り扱う屋外の場所の周囲に設ける空地	34
(2)	液状の危険物を取り扱う設備の地盤面の構造等	35
(3)	架台の構造	36

第6款 屋内において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について（条例第51条）

1	危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物の構造	37
2	窓及び出入口	37
3	床の構造	37
4	架台の構造	38
5	採光、照明及び換気設備	38
6	強制換気設備	38

第7款 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク(地下タンク及び移動タンクを除く。以下この款において同じ。)の位置、構造及び設備の技術上の基準について(条例第52条) ……	40
1 漏えい防止 ……	40
2 タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準 ……	41
(1) タンクの材質及び試験方法 ……	41
(2) 転倒防止措置 ……	42
(3) 腐食防止措置 ……	43
(4) 安全装置及び通気管 ……	43
(5) 通気管の引火防止措置 ……	44
(6) 自動液量計 ……	44
(7) 注入口 ……	44
(8) タンク直近の開閉弁 ……	44
(9) 配管の損傷防止 ……	45
(10) 流出防止措置 ……	45
(11) 屋外タンクの底板の腐食防止措置 ……	46
第8款 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準について(条例第53条) ……	47
1 漏えい防止措置 ……	47
2 地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準 ……	47
(1) 地下タンクの埋設方法 ……	47
(2) 従荷重による損傷防止 ……	49
(3) タンクの基礎 ……	49
(4) タンクの構造 ……	49
(5) 液量計 ……	50
(6) タンクと配管の接続位置 ……	50
(7) 漏えい検知設備 ……	50
第9款 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準について(条例第54条) ……	51
1 移動タンクの取扱いの基準 ……	51
(1) 荷卸し時の留意事項 ……	51
(2) 容器詰替の制限 ……	51
(3) 静電気防止装置 ……	52
(4) 注入管 ……	52
2 移動タンクの位置、構造及び設備の基準 ……	53
(1) 常置場所 ……	53

(2) タンクの構造	5 3
(3) タンクの固定方法	5 4
(4) 安全装置	5 4
(5) タンクの間仕切り	5 4
(6) 間仕切り内のマンホール、安全装置及び防波板	5 4
(7) マンホール及び注入口ふた	5 5
(8) 防護柵	5 5
(9) 緊急遮断弁	5 6
(10) 配管に設ける弁	5 6
(11) 電気設備	5 6

第10款 少量危険物を貯蔵し、又は取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準について（条例第55条）

1 類ごとの技術上の基準	5 7
(1) 第1類 酸化性固体	5 7
(2) 第2類 可燃性固体	5 8
(3) 第3類 自然発火性物質及び禁水性物質	5 8
(4) 第4類 引火性液体	5 8
(5) 第5類 自己反応性物質	5 9
(6) 第6類 酸化性液体	5 9
2 第1項の特例	5 9

第11款 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備の維持管理の関する基準について（条例第56条）

第11款 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備の維持管理の関する基準について（条例第56条）	6 0
--	-----

第12款 動植物油類の適用除外について（条例第57条）

第12款 動植物油類の適用除外について（条例第57条）	6 0
-----------------------------	-----

第13款 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合について（条例第58条）

第13款 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合について（条例第58条）	6 1
--	-----

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1款 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（条例第59条）	6 2
1 第1項（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について）	6 4
2 第2項（可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準）	6 6
3 第3項（前2項以外の貯蔵及び取扱いに係る規定）	6 7
第2款 綿花類等の貯蔵及び取扱いについて（条例第60条）	6 8
1 第1項（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準）	7 0
2 第2項（綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準）	7 1
第3款 危険要因の把握と必要な措置について（条例第61条）	7 3
第4款 別表2の解釈	7 4
1 数量の算定方法	7 5
2 指定可燃物の範囲	7 6

第3節 基準の特例

1 公平性の確保について	8 0
2 特例の適用	8 0

第4節 雑則

1 届出書の添付書類（条例第78条）	8 1
2 よくある質問とその回答	8 2

総 則

1 趣旨

指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いに関する審査等の運用について、統一的な運用基準に基づき、審査に関する公平性及び正確性を確保するとともに、事務の必要な事項を定めるものとする。

2 凡例

(1) 法令名の略称

- ア 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- イ 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- ウ 「危省令」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- エ 「石災法」とは、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）をいう。
- オ 「政令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- カ 「省令」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- キ 「条例」とは、松浦市火災予防条例（平成21年松浦市条例第43号）をいう。
- ク 「条則」とは、松浦市火災予防条例施行規則（平成21年松浦市規則第43号）をいう。
- ケ 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- コ 「建基政令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- サ 「建基省令」とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。

(2) S I 単位について（平成11年9月24日付け消防危第86号通知）

S I 単位については、計量法（平成4年法律第51号）の改正により、平成11年10月1日から施行されたところであるが、施行日前に発せられた通知の計量単位の読み替え及び換算については、下記の表に従い、S I 単位に読み替えるものとする。この場合において、換算は下記表の「換算」欄に示すとおりに行うものとし、換算後の数値は四捨五入を行うことにより、換算前の数値の有効数字の桁数とする。

その他、日本産業規格に規定する材質等の読み替えについては、平成11年9月24日付け消防危第86号による。

	従来単位	S I 単位	換 算
力	kgf	N	1kgf=10N
モーメント	kgf/m	N・m	1 kgf/m=10N・m
圧 力	mmAq kgf/cm ²	Pa	1 mmAq=0.01kPa 1 kgf/cm ² =0.1MPa
応 力	kgf/cm ²	N/mm ²	1 kgf/cm ² =0.1N/mm ²
熱 量	cal	J	1 cal=4.2 J
時 間	sec	s	読み替えのみ

3 用語

- (1) 「JIS」とは、日本産業規格をいう。
- (2) 「耐火構造」とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (3) 「準耐火構造」とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (4) 「防火構造」とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (5) 「不燃材料」とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (6) 「準不燃材料」とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- (7) 「難燃材料」とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- (8) 「防火設備」とは、建基法第2条第9号の2ロをいう。
- (9) 「特定防火設備」とは、建基政令第112条第1項に規定するもの（原則として防火戸に限るものとする。）をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この運用基準は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この運用基準の施行の前日までに、松浦市火災予防条例第4章の規定により届出をして設置されているもの又は現に工事中のもの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、なお従前の例による。